

四日市市告示第56号

下記市有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条及び四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領第3条の規定に基づき公告する。

平成31年2月14日

四日市市長 森 智広

1 入札に付する貸付物件に関する事項

- (1) 貸付物件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付け 物件番号1～9
- (2) 設置場所 別紙「貸付物件一覧」のとおり
- (3) 貸付条件等 別紙「仕様書」、「貸付物件一覧」のとおり
- (4) 貸付期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（更新なし）
- (5) 最低貸付料 別紙「貸付物件一覧」のとおり

2 入札者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から過去2年間において、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 入札の参加の申込みをした日において引き続き1年以上、法人の場合は四日市市内に本店、支店、営業所等を有し、個人の場合は四日市市内に住所を有していること。
- (4) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、本市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 入札の参加の申込みをした日から落札決定の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年2月5日告示第28号）に基づく入札参加資格停止等の措置又はこれに準ずる措置を受けている期間がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 本市の市税を滞納していないこと。
- (9) 入札公告の日から過去3年以内に、自ら管理、運営する自動販売機（飲料、食品に限る）を設置した実績を有していること。

3 入札参加申込みの受付の期間及び場所

- (1) 受付期間 平成31年2月14日（木）～2月21日（木）（閉庁日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分
- (2) 受付場所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 スポーツ課（本庁舎9階）

(3) 提出書類 一般競争入札参加申込書(要領様式第1)

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期 間 平成31年2月14日(木)～2月21日(木) (閉庁日を除く。)

(2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 スポーツ課(本庁舎9階)

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年2月27日(水) 午前10時～

(2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 第一入札室(本庁舎5階)

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (3) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (4) 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (8) 入札書の金額等の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 最低貸付料未満の入札
- (10) 開札に立ち会わない入札参加者がした入札
- (11) 保証金を納めない落札候補者がした入札
- (12) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

7 入札保証金に関する事項

この入札に係る入札保証金は免除します。ただし、落札候補者と決定された方は、別途、保証金を納めていただく必要があります。(詳しくは、14、15をご確認ください。)

8 仕様書の縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成31年2月14日(木)～2月21日(木) (閉庁日を除く。)

(2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 スポーツ課(本庁舎9階)

9 仕様書の配布の期間、場所及び方法

(1) 期 間 平成31年2月14日(木)～2月21日(木) (閉庁日を除く。)

午前8時30分～午後5時15分

(2) 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 スポーツ課(本庁舎9階)

(3) 方 法 上記場所にて配布するほか、四日市市のホームページよりダウンロードにて配布します。

10 仕様書等に対する質問に関する事項

(1) 提出方法 仕様書等に関する質問がある場合は、質問書(要領様式第2)を電子メール又はFAXで提出してください。

(2) 提出期限 平成31年2月21日(木) 午後5時15分まで

(3) 回答方法 (2)の期限までに受け付けた質問に対する回答については、回答書(要領様式第3)により質問者に回答します。また、四日市市のホームページに掲載します。

(4) 提出先 四日市市役所 スポーツ課 宛
メールアドレス sports@city.yokkaichi.mie.jp
FAX 番号 059-354-8432

1.1 入札金額について

- (1) 入札金額は、1(4)の貸付期間中の貸付料の総額(5年分)を記入してください。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額(貸付料総額)の108分の100に相当する金額を入札書に記入してください。

1.2 入札書について

- (1) 入札参加者は、指定の入札書(要領様式第4)の入札しようとする物件の入札金額欄に1.1で説明した金額を記載のうえ記名押印し、入札用封筒(市指定)に入れ封緘してください。
入札用封筒には、住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者名)を記入のうえ、5に示す日時及び場所に持参してください。
- (2) 入札書に使用する印鑑は、契約の締結等に使用する代表者の印鑑としてください。
- (3) 郵便、FAX、メールその他の方法による入札は認めません。
- (4) 代理人が入札書を持参する場合は、入札前に委任状を提出してください。(法人の場合、代表者以外の従業員等が入札書を持参する場合も委任状が必要となります。)

1.3 開札

- (1) 開札は、5に示す日時及び場所で、入札の終了後直ちに行います。
- (2) 開札は入札参加者を立ち合わせて行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札参加者がした入札は無効となりますのでご注意ください。

1.4 落札候補者の決定

最低貸付料等以上で入札した方のうち、最高金額で入札した方を落札候補者と決定します。ただし、落札候補者となるべき同額の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者らによるくじによって落札候補者を決定します。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退することはできません。

1.5 保証金について

1.4で決定した落札候補者は、次に掲げる保証金を納めていただきます。万一、これを納めないときは、当該落札候補者がした入札は無効となりますので、ご注意ください。

- (1) 保証金の額 入札金額の100分の5以上
- (2) 納付期限 平成31年3月5日(火)まで

1.6 資格確認書類の提出

落札候補者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、以下に定める提出書類（各1部）を持参により提出してください。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（要領様式第6）

イ 誓約書（要領様式第7）

ウ 自動販売機の管理関係等に関する届出書（要領様式8）

エ 証明書類（官公署が発行するものは、発行日から3ヶ月以内のもの）

法人：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

営業所等の建物に係る賃貸借契約書等の写し又は登記事項全部証明書

個人：住民票の写し（本人分のみ）

身分（元）証明書（本籍地の市町村で発行）

オ 四日市市税の未納がないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。本庁舎2階市民税課で発行）

カ 入札公告の日から過去3年以内に、自ら管理、運営する自動販売機（飲料、食品に限る）を設置した実績を証する使用許可書又は契約書の写し

(2) 提出期限 平成31年3月5日（火）午後5時15分まで

(3) 提出先 四日市市役所スポーツ課（本庁舎9階）

1.7 設置事業者の決定

(1) 提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていた場合、落札者（＝設置事業者）として決定します。

(2) 入札の結果については、入札執行調書（要領様式第10）により公表します。公表場所は、四日市市役所スポーツ課及びインターネットのホームページとします。

1.8 契約等の締結

(1) 四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第4条第4項で規定する「市有財産有償貸付契約書」（様式第3）を例とした契約書により（3）の期限までに契約を締結するものとします。

(2) 指定管理者が管理する施設（物件番号1～9）に自動販売機を設置する場合は、貸付要綱第11条の2で規定する「自動販売機の設置及び管理に関する協定書」（様式第4）を例とした協定書により（4）の期限までに指定管理者と協定を締結するものとします。

(3) 契約等の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担となります。

(4) 契約等締結期限 平成31年3月14日（木）